

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11です。
定足数に達しておりますので第28回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員2番 生田智美委員
農業委員4番 早川善夫委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第113号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第113号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転3件、地上権設定1件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。
申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と父、母がおり、それぞれ農作業歴は7年、16年、16年で、年間予定従事日数は150日、300日、150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で30分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は44,499.74㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号2番。
地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけます。
地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に水稻を作付けし、申請地を耕作しています。
周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われまます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。
申請番号3番。
譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は所有地が多く管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と父・母・妻がおり、それぞれ農作業歴は40年、65年、63年、5年で、年間予定従事日数は120日、50日、100日、80日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で0.2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,443㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、とうもろこし・いちごの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号4番。
譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、申請者と妻・子がおり、農作業歴はありません。年間予定従事日数は150日、90日、90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,305㎡あり、作手地区の下限面積を超えています。権利取

	<p>得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 以上、申請番号1番から4番について、許可することを原案といたします。第113号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第113号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第113号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第114号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第114号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。 転用2件です。議案書5ページをご覧ください。申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 申請人は本市在住の兼業農家ですが、高齢のため農地の経営規模の縮小を考えております。 また、申請地周囲は発電設備が設置され、営農条件が厳しくなる見込みの農地です。以上の理由から当該地に発電設備を設置するものです。 農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われまます。 申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地は平成13年ごろより住宅敷地として利用していましたが、今般、当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より住宅敷地として利用していたことへの始末書が添付されております。 農地区分は表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設です。第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われまます。 以上、第114号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p> <p>第114号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

賛成多数と認め、第114号議案は原案のとおり決定いたします。

次に第115号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

第115号議案について説明させていただきます。
所有権移転9件、使用貸借権設定1件、賃借権設定2件です。
申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は豊川市のアパートにて家族3人で暮らしております。今後の生活を見据え、持ち家の検討をしております。自己所有地がなく苦慮していたところ、母所有の土地を借り受ける話がまとまったため、申請地に分家住宅を建築するものです。

農地区分は、表第3種農地の②（駅から300m以内の農地）に該当します。第3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率28.9%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

借人は、平成26年に法5条の一時転用許可を得て、申請地に営農型発電事業を行っております。一時転用許可の期限を迎えるにあたり、今後も当該地にて水稻栽培と発電事業を続ける計画です。既設の発電設備を利用して、営農型発電事業を行うものです。農地区分は表の農振農用地に該当します。本件は、一時的な利用かつ農振農用地整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものでありますので、農用地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は京都府にて電力小売事業を営んでおります。電力の需要増加に伴い、自社の発電所の計画をし、事業用適地を探していたところ、渡人との売買の合意にいたり、申請地に発電施設を設置するものです。

農地区分は、表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番と5番は関連した案件であるため、一括でご説明をさせていただきます。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は名古屋市にて売電事業を営んでおります。今般、事業拡大に伴い、採算性のとれる事業用適地を探していたところ、渡人との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、いずれの農地も表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番～8番は関連した案件であるため、一括で説明をさせていただきます。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は豊田市にて売電事業を営んでおり、耕作困難の農地を有効活用する自然エネルギー事業の展開をしております。今般、事業用適地としてそれぞれの所有者と売買・賃借の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、いずれの農地も表の第2種農地の③に該当します。いずれも農地以外の土地や

	<p>第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率もそれぞれ100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号9番～11番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は広島県にて売電事業を営んでおり、本市にもいくつかの発電施設を設置しております。今般、事業拡大に伴い、採算性のとれる事業用適地を探していたところ、それぞれの土地所有者との売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は表の第2種農地の③と表の上記のいずれにも該当しない農地なので、第2種農地となります。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、すべて全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第115号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第115号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第115号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第116号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第116号議案について説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>賃借権設定 8件、使用貸借権設定 13件 合計 21件であり、そのうち12件が新規設定です。</p> <p>(議案書のとおり朗読)</p> <p>以上、番号1番から21番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第116号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号2番、13番について、12番農業委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	続いて、番号2番、13番になります。ここで12番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、12番農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第116号議案の該当番号については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1から第6、報告案件計35件について説明いたします。 (議案書の内容を朗読)
	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じま。 以上をもちまして第28回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。